

令和7年度 ふぁ～みん食農教育支援金

1. 目的

この支援金は、JA 兵庫南管内地域において食農教育活動に取り組む団体に対して、その活動を支援することを目的とします。

「食農教育」とは、食を支える地域農業や自然に関する知識・体験を通じて、命や健康の大切さを学ぶ取り組みのことです。

2. 対象活動

- ①農業体験
 - ②地元食材や収穫した野菜を使った料理教室・コンテスト
 - ③食農に関する講演会
 - ④その他、この支援金を交付するに相応しいと認定された活動
- *食農教育と関係ないイベントや食事会は、認定対象とならない場合があります。



3. 対象団体

- ①JA 兵庫南管内に所在する学校
(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学)
- ②JA 兵庫南管内に所在する地域の非営利団体
(自治会・町内会・老人会・婦人会・子ども会・女性会・農業団体・PTA・NPO 法人など)

*ただし、未合併の地域 JAあかし管内（魚住町・二見町以外の地域）、JA加古川南管内（平岡町・野口町・別府町・尾上町・金沢町）は除く。

*個人での申請は受付ておりません。必ず団体名でのお申込みをお願いいたします。

4. 支援金額と支援対象範囲

①支援金額は費用から収入を差し引いた金額で、一団体 5 万円を限度とします。

②支援対象範囲は資材・材料・会場や畑の使用料など。

*対象となる項目は別紙書類をご参考下さい。

*JA 兵庫南の食農教育支援金以外で参加費・協賛金・助成金等を受けられる場合は、その金額を収入として費用から差し引いて申請して下さい。

5. 各申込期間

認定の申込期間	令和7年5月1日～令和8年1月末日	活動実施前に申し込みして下さい
対象となる活動期間	令和7年5月1日～令和8年1月末日	この期間内に実施される活動が対象です
支援金請求期間	令和7年5月1日～令和8年2月末日	期日厳守をお願いします。

6. 認定の申込みから支援金の支払いまでの流れ

- ①助成金を受けるには活動前に「認定」を受ける必要があります。（様式1）「ふぁ～みんな食農教育支援金 認定」申込書を提出して下さい。（郵送またはお近くの支店・経済窓口でも受け付けています。）後日、認定の可否をお知らせします。
- ②活動終了後、1カ月以内に（様式2）「ふぁ～みんな食農教育支援金」申請書を提出して下さい。審査会において提出いただいた申請内容を審査し、認められた活動に対し支援金をお支払いします。（内容に不備がある場合は、支援金のお支払いは出来ません。）
- ③指定口座に月末または翌月15日に支援金額をお振込みします。なお、振込先の口座は原則申し込んだ団体名義に限らせていただきます。

*各種様式はJA兵庫南のHPからも取得することができます。

アドレス：<http://www.ja-hyogominami.com/>

*過去の様式での受付は行っていません。必ず今年度の様式で申請して下さい。



＊ふぁ～みんな食農教育支援金の申込み・お問合せ＊

兵庫南農業協同組合 総務部 ふれあい広報課
〒675-0066 加古川市加古川町寺家町 621 番地
TEL：079-424-1388